

防衛装備庁公示第20号

平成27年10月1日

一部改正：防衛装備庁公示第154号

令和6年10月23日

## 防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官

防衛装備庁長官

石川 武

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが

明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

## 対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合せ先)
1	航空機模擬標的(VI型)の製造に係る契約	ア	27.10.1	航空機模擬標的(VI型)の製造に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
2	ヘリコプタケン引装置(22DDH用)の製造に係る契約	イ	27.10.1	ヘリコプタケン引装置(22DDH用)の製造に必要なライセンス実施権を英國ダグラス イクイップメント リミテッドから認められること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
3	ヘリコプタケン引装置(24DDH用)の製造に係る契約	イ	27.10.1	ヘリコプタケン引装置(24DDH用)の製造に必要なライセンス実施権を英國ダグラス イクイップメント リミテッドから認められること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
4	UH-60J用慣性航法装置等に係る契約	ア	27.10.1	UH-60J用慣性航法装置等の製造に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
5	F－2航空機用発電機に係る契約	ア	27.10.1	F－2航空機用発電機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
6	SH－60K用メモリーカード記録器に係る契約	イ	27.10.1	SH－60K用メモリーカード記録器の製造に必要なライセンス実施権を米国ジェネラル・エレクトリック・カンパニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
7	UH－60J航空機用シンボルジェネレーターに係る契約	ア	27.10.1	UH－60J航空機用シンボルジェネレーターの製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	航空機模擬標的（VIII型）の製造に係る契約	ア	27.10.1	航空機模擬標的（VIII型）の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
9	空対空用小型標的の製造に係る契約	エ	27.10.1	空対空用小型標的の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	
10	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
11	F－4航空機用計器（油圧計）の製造に係る契約	イ	27.10.1	F－4航空機用計器（油圧計）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
12	SH－60J、SH－60K及びUH－60J航空機用発電機の製造に係る契約	ア、イ	27.10.1	SH－60J、SH－60K及びUH－60J航空機用発電機の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること、並びにSH－60J、SH－60K及びUH－60J航空機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
13	F－15航空機用燃料計システムの製造に係る契約	イ	27.11.9	F－15航空機用燃料計システムの製造に必要となるライセンス実施権を米国シモンズ・プレシジョン・プロダクツ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
14	OH－1航空機用ローターブレードの製造に係る契約	ア	27.12.2	OH－1航空機用ローターブレードの製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
15	OH－1航空機用統合制御処理器の製造に係る契約	ア	28.1.28	OH－1航空機用統合制御処理器の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
16	OH-1航空機用姿勢方位基準装置の製造に係る契約	ア	28.1.28	OH-1航空機用姿勢方位基準装置の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35561
17	投下管制装置（HWG-3・SH-60K用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となる投下管制装置（HWG-3・SH-60K用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	35565 35571 35575 35577
18	F-15航空機用部品（DUCT）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるF-15航空機用部品（DUCT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
19	UH-1航空機用部品（燃料タンク）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるUH-1航空機用部品（燃料タンク）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
20	P-3C用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要となるP-3C用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
21	US-1A/US-2/TC-90用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なUS-1A/US-2/TC-90用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
22	SH-60J/K/UH-60J用カートリッジ(エンジン消火用)の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なSH-60J/K/UH-60J用カートリッジ(エンジン消火用)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
23	SH-60J/K/UH-60J用カートリッジ(エマージェンシーフロート用)の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なSH-60J/K/UH-60J用カートリッジ(エマージェンシーフロート用)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
24	F-15用FDL地上再生装置の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なF-15用FDL(Fight Data Link)地上再生装置の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
25	F-15航空機用計器(時計)の製造に係る契約	キ	28.8.16	契約履行に必要なF-15航空機用計器(時計)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
26	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
27	DDRベンチ・テスタ J／U S M－229の製造に係る契約	キ	28. 9. 6	契約履行に必要となるF－15用のDDRベンチ・テスター J／U S M－229の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
28	F－15用機体通信電子部品（REC ORDER, VIDEO）の製造に係る契約	キ	28. 9. 6	契約履行に必要となるF－15用機体通信電子部品（REC ORDER, VIDEO）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
29	重物料投下器材（プラットホーム緩衝機構部・転倒防止機構付）の製造に係る契約	キ	28. 9. 16	契約履行に必要な重物料投下器材（プラットホーム緩衝機構部・転倒防止機構付）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
30	SH－60K整備データモニタリング装置の製造に係る契約	キ	28. 9. 16	契約履行に必要なSH－60K整備データモニタリング装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
31	OH－1用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28. 10. 7	契約履行に必要なOH－1用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
32	OH－1用多機能表示器の製造に係る契約	キ	28. 10. 7	契約履行に必要なOH－1用多機能表示器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
33	コントロール・システム・テストセット（F3用）の製造に係る契約	キ	28.10.7	コントロール・システム・テストセット（F3用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
34	ウェポン内装ランチャー機構リグ試験供試体用支持部品及び油圧源等の製造に係る契約	カ	28.10.13	ウェポンリリース・ステルス化（その2）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
35	重物料投下器材（プラットホーム転倒防止機構付）の製造に係る契約	キ	28.10.13	契約履行に必要となる重物料投下器材（プラットホーム転倒防止機構付）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
36	HUMS用整備器材（UH-60J用）の製造に係る契約	キ	28.11.2	契約履行に必要となるHUMS用整備器材（UH-60J用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
37	F-15近代化機HMD用ヘルメットの製造に係る契約	キ	28.11.2	契約履行に必要となるF-15近代化機HMD用ヘルメットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
38	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
39	UH-60JA整備用部品 (MULTI FUNCTION DISPLAY) の製造に係る契約	キ	28. 12. 19	契約履行に必要となるUH-60JA整備用部品 (MULTI FUNCTION DISPLAY) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
40	MDR (F-2の支援戦闘能力向上用) の製造に係る契約	カ	28. 12. 19	F-2の支援戦闘能力向上の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
41	削除				
42	OH-1用増槽燃料タンクの製造に係る契約	イ	29. 1. 17	OH-1用増槽燃料タンクの製造に必要となるライセンス実施権を米国ジェネラル・ダイナミクス・アーマメント・アンド・テクニカル・プロダクツ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
43	UH-60J用飛行指示制御装置の製造に係る契約	ア	29. 1. 17	UH-60J用飛行指示制御装置の製造に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
44	多機能表示装置 (F-15用) の製造に係る契約	キ	29. 1. 17	契約履行に必要となる多機能表示装置 (F-15用) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
45	C－2航空機搭載電子機器初度部品（EQUIP ASSY-DISPLAY UNIT及びEQUIP ASSY-FLIGHT CONTROL COMPUTER）の製造に係る契約	ア	29.1.31	C－2航空機搭載電子機器初度部品（EQUIP ASSY-DISPLAY UNIT及びEQUIP ASSY-FLIGHT CONTROL COMPUTER）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
46	標的用トランスポンダの製造に係る契約	キ	29.5.18	契約履行に必要となる標的用トランスポンダの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
47	エンジン消火用カートリッジ（国産）（UH－60用）の製造に係る契約	キ	29.7.6	契約履行に必要となるエンジン消火用カートリッジ（国産）（UH－60用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること並びに火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
48	削除				
49	超低高度えい航標的JAQ－50の製造に係る契約	イ	29.7.6	超低高度えい航標的JAQ－50の製造に必要となるライセンス実施権を米国メギット・ディフェンス・システムズ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
50	F-15用機体通信電子部品（REMOVABLE MEMORY MODULE）の製造に係る契約	キ	29.7.20	契約履行に必要となるF-15用機体通信電子部品（REMOVABLE MEMORY MODULE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561
51	多機能化FDR用データ読出しユニットの製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要となる多機能FDR用データ読出しユニットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	35565 35571 35575 35577
52	OH-6D整備用部品（国産）（CELL ASSY及びANTENNA KIT）の製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要となるOH-6D整備用部品（国産）（CELL ASSY及びANTENNA KIT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
53	SH-60J/K/UH-60J用カートリッジ（カーゴフック用）の製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要となるSH-60J/K/UH-60J用カートリッジ（カーゴフック用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
54	OH-1整備用部品（国産）（HARN ESS ASSY）の製造に係る契約	キ	29.10.3	契約履行に必要となるOH-1整備用部品（国産）（HARN ESS ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること。	
55	飛行試験機改修キット補用品の製造に係る契約	カ	29.10.3	航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーション（その1）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
56	対空射撃用標的(FB等及びUAV等)の製造に係る契約	工	29.12.6	対空射撃用標的(FB等及びUAV等)の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
57	削除				
58	CH-47用多機能表示装置の製造に係る契約	キ	29.12.26	契約履行に必要となるCH-47用多機能表示装置の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
59	削除				

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
60	UH-1 整備用部品（国産）（SKI ASSEMBLY FWD-（LH, RH）、SKI ASSEMBLY / AFT-（LH, RH））の製造に係る契約	キ	30.1.18	契約履行に必要となるUH-1 整備用部品（国産）（SKI ASSEMBLY FWD-（LH, RH）、SKI ASSEMBLY / AFT-（LH, RH））の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
61	F-15 航空機用維持部品（国産）（HEAT EXCHANGER）の製造に係る契約	イ	30.1.22	F-15 航空機用維持部品（国産）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
62	F-15 航空機用維持部品（国産）（VALVE 及び TURBINE）の製造に係る契約	イ	30.1.22	F-15 用維持部品（国産）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
63	F-15 航空機用維持部品（国産）（SEPARATOR）の製造に係る契約	イ	30.7.3	F-15 用維持部品（国産）（SEPARATOR）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
64	電動アクチュエーションシステムの研究試作の電磁干渉試験用器材	カ	30.7.3	電動アクチュエーションシステム（その2）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
65	C-130H 航空機用維持部品（GENERATOR）の製造に係る契約	キ	30.7.3	契約履行に必要となるC-130H 航空機用維持部品（GENERATOR）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
66	ウェポン内装ランチャー機構リグ試験供試体のランチャー用治具の製造に係る契約	力	30. 7. 6	ウェポンリリース・ステルス化（その2）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
67	P-1 Aタイプ・ストアキャリアの製造に係る契約	キ	30. 7. 6	契約履行に必要となるP-1 Aタイプ・ストアキャリアの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
68	P-1 ソノブイ・ラックの製造に係る契約	キ	30. 7. 6	契約履行に必要となるP-1 ソノブイ・ラックの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
69	P-1 ASM用パイロン（爆弾倉）の製造に係る契約	キ	30. 7. 6	契約履行に必要となるP-1 ASM用パイロン（爆弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
70	P-1 ウイング・パイロンの製造に係る契約	キ	30. 7. 6	契約履行に必要となるP-1 ウイング・パイロンの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
71	P-1 機雷用パイロン（爆弾倉）の製造に係る契約	キ	30. 7. 6	契約履行に必要となるP-1 機雷用パイロン（爆弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
72	P-1 魚雷用パイロン（爆弾倉）の製造に係る契約	キ	30. 7. 6	契約履行に必要となるP-1 魚雷用パイロン（爆弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
73	F－15統合電子戦機用通信電子部品(送信ユニット4)の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるF－15統合電子戦機用通信電子部品(送信ユニット4)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
74	F－15用機体通信電子部品(VRS CONTROL PANEL)の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるF－15用機体通信電子部品(VRS CONTROL PANEL)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
75	UH－60搭載電子機器部品(国産)の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となるUH－60J用搭載電子機器部品(ICS制御器及びHF送受信機)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
76	航空機整備用部品(国産)の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となるAH－1S、UH－1J、及びUH－60JA用整備部品(CLOCK-AIRCRAFT)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
77	F－15航空機用維持部品(EW VALVE)の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となるF－15航空機用維持部品(EW VALVE)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
78	空対空用小型標的(巡航ミサイル模擬)の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要となる空対空用小型標的(巡航ミサイル模擬)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
79	エンジン消火用カートリッジ（YS-11用）の製造に係る契約	キ	30.11.7	契約履行に必要となるエンジン消火用カートリッジ（YS-11用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
80	F-2航空機用維持部品（国産）（EXCHANGER）の製造に係る契約	キ	30.11.13	契約履行に必要となるF-2航空機用維持部品（EXCHANGER）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
81	UH-1J用燃料タンク（国産）（FUEL CELL）の製造に係る契約	キ	30.12.4	契約履行に必要なUH-1J用燃料タンク（国産）（FUEL CELL）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
82	削除				
83	削除				
84	F-15航空機用維持部品（MANIFOLD）の製造に係る契約	イ	31.1.8	F-15航空機用維持部品（MANIFOLD）の製造に必要なライセンス実施権を米国ピィーティー・アイ・テクノロジース・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
85	F-15航空機用維持部品(ORIFICE)の製造に係る契約	キ	1.8.23	契約履行に必要となるF-15航空機用維持部品(ORIFICE)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
86	F-15J/DJ近代化改修 維持部品(COCKPIT UNIT)の製造に係る契約	キ	1.8.23	契約履行に必要となるF-15J/DJ近代化改修維持部品(COCKPIT UNIT)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
87	OH-1整備用部品(LIGHT SUB ASSY)の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要なOH-1整備用部品(LIGHT SUB ASSY)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
88	CH-47整備用部品(VERTICAL GYRO)の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要なCH-47整備用部品(VERTICAL GYRO)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
89	トータル・エンジン・マネージメント・システム(F110-129 M-DEC用)の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要なトータル・エンジン・マネージメント・システム(F110-129 M-DEC用)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
90	携帯型トータル・エンジン・マネージメント・システム端末(F110-129 M-DEC用)の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要な携帯型トータル・エンジン・マネージメント・システム端末(F110-129 M-DEC用)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
91	AH-1 S用雪ぞり (SKI ASS EMBLY FWD) の製造に係る契約	キ	1. 11. 26	契約履行に必要となるAH-1 S用雪ぞり (SKI ASSEMBLY FWD) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
92	UH-60／SH-60用バッテリー (BATTERY ASSY) の製造に係る契約	キ	1. 11. 26	契約履行に必要となるUH-60／SH-60用バッテリー (BATTERY ASSY) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	
93	航空機模擬標的 (VII型) の製造に係る契約	ア	1. 11. 26	航空機模擬標的 (VII型) の製造に必要となる航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
94	回転翼哨戒機 (能力向上型) 性能確認試験用器材の製造に係る契約	カ	1. 12. 24	回転翼哨戒機 (能力向上型) (その1) から (その3) での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
95	削除				
96	磁探信号処理装置 (HSA-105 C・SH-60K用) の製造に係る契約	キ	2. 7. 1	契約履行に必要となる磁探信号処理装置 (HSA-105 C・SH-60K用) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	
97	ソノブイ・インターフェース・ユニットの製造に係る契約	キ	2. 9. 7	契約履行に必要となるP-1 ソノブイ・インターフェース・ユニットの製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
98	UH-60J航空機用機体部品（国産）（HOIST）の製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要となるUH-60J航空機用機体部品（国産）（HOIST）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
99	F-15搭載通電機器維持部品（国産）の製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要となるF-15用搭載通電機器維持部品（国産）（HUD VIDEO SENSOR HEAD、HUD MOUNTING ADAPTER及びVSD VIDEO SENSOR HEAD並びにPOWER SUPPLY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
100	展張・揚収・えい航装置用カートリッジ	キ	2.9.7	契約履行に必要となる展張・揚収・えい航装置用カートリッジの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていることが証明できること。	
101	APU消火用カートリッジ、YS-11用	キ	2.9.7	契約履行に必要となるAPU消火用カートリッジ、YS-11用の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていることが証明できること。	
102	FDR用データ読み出し装置 J/PYQ-2A	キ	2.9.7	契約履行に必要となるFDR用データ読み出し装置 J/PYQ-2Aの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
103	アクスル・ジャッキ・バー	キ	2. 10. 26	契約履行に必要となるC－2航空機用アクスル・ジャッキ・バーの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
104	OH－1航空機整備用部品（PYLON ASSY AAM）の製造に係る契約	キ	2. 10. 26	契約履行に必要となるOH－1航空機整備用部品（PYLON ASSY AAM）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
105	SH－60K用特殊工具（AFMSテストポイントセット）の製造に係る契約	キ	2. 12. 7	契約履行に必要となるSH－60K用特殊工具（AFMSテストポイントセット）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
106	Voice and Data Recorder System (VADR) の製造に係る契約	イ	3. 10. 12	Voice and Data Recorder System (VADR) の製造に必要となるライセンス実施権を米国ジーイー・アビエーション・システムズから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
107	SH－60K用特殊工具（CABLE ASSY RELAY PANEL TEST SET）の製造に係る契約	キ	3. 10. 12	契約履行に必要となるSH－60K用特殊工具（CABLE ASSY RELAY PANEL TEST SET）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
108	CH-47J航空機用維持部品（CLOCK）の製造に係る契約	キ	3.11.4	契約履行に必要となるCH-47J航空機用維持部品（CLOCK）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
109	アンチスキッド・コントロール・システム（T-4用）の整備器材の製造に係る契約	キ	4.1.14	契約履行に必要となるアンチスキッド・コントロール・システムの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
110	標的用えい航索の製造に係る契約	キ	4.8.29	契約履行に必要となる標的用えい航索の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
111	C-130H航空機用維持部品（PITOT TUBE）の製造に係る契約	キ	4.10.14	契約履行に必要となるC-130H航空機用維持部品（PITOT TUBE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
112	F-2航空機用維持部品（CLOCK）の製造に係る契約	キ	4.10.14	契約履行に必要となるF-2航空機用維持部品（CLOCK）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
113	削除				・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
114	赤外線探知装置 I R受信器交換用治具（N-T L-15）の製造に係る契約	イ	4. 10. 14	赤外線探知装置 I R受信器交換用治具（N-T L-15）の製造に必要となるライセンス実施権を米国レイセオン・カンパニーから認められること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
115	T-4/F D R用データ処理装置 J /UY Q-4 Bの製造に係る契約	キ	4. 10. 31	契約履行に必要となるT-4/F D R用データ処理装置 J /UY Q-4 Bの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
116	OH-1航空機整備用部品（F O R K A S S Y, T L G）の製造に係る契約	キ	4. 11. 9	契約履行に必要となるOH-1航空機整備用部品（F O R K A S S Y, T L G）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
117	飛行試験教育用シミュレータの換装	オ	4. 11. 9	飛行試験教育用シミュレータの換装（その1）以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
118	F－15用統合電子戦 ECM装置 右側制御器の製造に係る契約	キ	4. 11. 21	契約履行に必要となるF－15用統合電子戦 ECM装置 右側制御器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
119	A F M S 試験装置の製造に係る契約	キ	4. 11. 21	契約履行に必要となるA F M S 試験装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
120	F－15 統合電子戦機用通信電子部品 (空中線ユニット5) の製造に係る契約	キ	4. 12. 26	契約履行に必要となるF－15 統合電子戦機用通信電子部品（空中線ユニット5）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
121	イジェクタ・ラック浮遊電圧測定用器材の製造に係る契約	キ	5. 1. 20	契約履行に必要となるイジェクタ・ラック浮遊電圧測定用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
122	イジェクタ・ラック用モニター装置の製造に係る契約	キ	5. 2. 2	契約履行に必要となるイジェクタ・ラック用モニター装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
123	誘導弾射爆撃訓練用水上標的の製造に係る契約	キ	5. 3. 14	契約履行に必要となる誘導弾射爆撃訓練用水上標的の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
124	対気諸元計算装置 J／ASK-1 の製造に係る契約	キ	5. 5. 12	契約履行に必要となる対気諸元計算装置 J／ASK-1 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
125	慣性基準装置HSA-121の製造に係る契約	キ	5. 5. 29	契約履行に必要となる慣性基準装置HSA-121の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
126	AH-1 S用整備用部品 (BATTERY, STORAGE) の製造に係る契約	キ	5. 5. 29	契約履行に必要となるAH-1 S用整備用部品 (BATTERY, STORAGE) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
127	UH-60 J飛行情報処理装置 (ADT) の製造に係る契約	キ	5. 6. 2	契約履行に必要となるUH-60 J飛行情報処理装置 (ADT) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	
128	削除				
129	レンチ・アダプター降着系統の製造に係る契約	キ	5. 7. 24	契約履行に必要となるレンチ・アダプター降着系統の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	
130	燃料タンク漏洩試験用器材の製造に係る契約	キ	5. 7. 24	契約履行に必要となる燃料タンク漏洩試験用器材の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
131	F L C C リギング器材の製造に係る契約	キ	5. 7. 24	契約履行に必要となる F L C C リギング器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
132	機内足場の製造に係る契約	キ	5. 7. 24	契約履行に必要となる機内足場の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
133	エンジン整備作業台の製造に係る契約	キ	5. 7. 28	契約履行に必要となるエンジン整備作業台の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
134	主翼整備作業台の製造に係る契約	キ	5. 7. 28	契約履行に必要となる主翼整備作業台の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
135	S H - 6 0 K用特殊工具（J U M P E R H O S E A S S Y）の製造に係る契約	キ	5. 7. 28	契約履行に必要となる S H - 6 0 K用特殊工具（J U M P E R H O S E A S S Y）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
136	米国Bell Helicopter Textron Inc. 製UH-2 整備用部品に係る契約	ウ	5.9.4	UH-2整備用部品の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Bell Helicopter Textron Inc. から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
137	魚雷回路テスターの製造に係る契約	キ	5.9.19	契約履行に必要となる魚雷回路テスターの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
138	F7-10エンジン整備用器材の製造に係る契約	キ	5.9.19	契約履行に必要となるF7-10エンジン整備用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
139	テール整備作業台II型の製造に係る契約	キ	5.9.26	契約履行に必要となるテール整備作業台II型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
140	油圧機能部品試験装置（NSH-4M）の製造に係る契約	キ	5.10.20	契約履行に必要となる油圧機能部品試験装置（NSH-4M）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
141	レーダ冷却液補充器材の製造に係る契約	キ	5.10.20	契約履行に必要となるレーダ冷却液補充器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
142	F-15航空機用計器（INDICATOR）の製造に係る契約	イ	5.10.20	F-15航空機用計器（INDICATOR）の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
143	P-1搭載型トーバーの製造に係る契約	キ	5.11.20	契約履行に必要となるP-1搭載型トーバーの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
144	CVFDRデータ読み取り装置の製造に係る契約	キ	5.12.12	契約履行に必要となるCVFDRデータ読み取り装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
145	C－2航空機用機体部品の製造に係る契約	ア	5.12.26	C－2航空機用機体部品（EQUIPMENT ASSEMBLY DISPLAY UNIT NV）の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
146	スタンド・オフ電子戦機用補用品の製造に係る契約	カ	5.12.26	スタンド・オフ電子戦機（その1）から（その3）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	
147	スタンド・オフ電子戦機用地上整備器材の製造に係る契約	カ	5.12.26	スタンド・オフ電子戦機（その1）から（その3）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	
148	燃料計量システム較正器材の製造に係る契約	キ	6.1.16	契約履行に必要な燃料計量システム較正器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
149	UH-60J航空機用機体部品（国産）（SEARCHLIGHT）の製造に係る契約	キ	6.1.19	契約履行に必要となるUH-60J航空機用機体部品（国産）（SEARCHLIGHT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
150	UH-60J航空機用機体部品（国産）（SEARCHLIGHT, CONTROL LABE）の製造に係る契約	キ	6.1.19	契約履行に必要となるUH-60J航空機用機体部品（国産）（SEARCHLIGHT, CONTROL LABE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
151	P-1用機体初度部品	エ	6.1.23	P-1航空機の試作契約での成果を継承し、P-1航空機用機体部品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
152	窒素供給装置の製造に係る契約	キ	6.6.6	契約履行に必要となる窒素供給装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
153	UH-60J 統合制御器地上訓練器材の製造に係る契約	キ	6. 6. 14	契約履行に必要となるUH-60J 統合制御器地上訓練器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
154	UH-60J 航空機用機体部品（RC VR XMT R, HF）の製造に係る契約	キ	6. 6. 14	契約履行に必要となるUH-60J 航空機用機体部品（RC VR XMT R, HF）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
155	UH-60J 航空機用機体部品（ANTENA）の製造に係る契約	キ	6. 7. 16	契約履行に必要となるUH-60J 航空機用機体部品（ANTENA）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
156	F-15用人体傘、F-2用人体傘、T-4用人体傘の製造に係る契約	イ	6. 7. 17	F-15用人体傘、F-2用人体傘、T-4用人体傘の製造に必要となるライセンス実施権を米国Rock well Collins, Inc. から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
157	T-4緊急射出装置用部品 (CORD, DETONATING及びGENERATOR, GAS PRESSURE, PROPELLANT) の製造に係る契約	イ	6.8.27	T-4緊急射出装置用部品 (CORD, DETONATING及びGENERATOR, GAS PRESSURE, PROPELLANT) の製造に必要なライセンス実施権を米国 Pacific Scientific Energetic Materials Company, LLC. から認められていることは又は認められる見込みがあることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
158	F A D E C 検査器 (T S 1 -M- 1 0 用) の製造に係る契約	キ	6.9.3	契約履行に必要な F A D E C 検査器 (T S 1 -M- 1 0 用) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	
159	P-1用特殊工具の製造に係る契約	キ	6.9.5	契約履行に必要な P-1用特殊工具の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
160	CH-47J用地図表示装置の製造に係る契約	キ	6.9.5	契約履行に必要となるCH-47J用地図表示装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班</li> <li>・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577</li> </ul>
161	ヘリ懸垂器材の製造に係る契約	キ	6.9.5	契約履行に必要となるヘリ懸垂器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
162	T-4緊急射出装置用部品（CART RIDGE, IGNITION）の製造に係る契約	キ	6.9.5	契約履行に必要となるT-4緊急射出装置用部品（CART RIDGE, IGNITION）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
163	F-15緊急射出装置用部品（CUTTER, CARTRIDGE ACTUATED及びROCKET MOTOR）の製造に係る契約	キ	6.9.5	契約履行に必要となるF-15緊急射出装置用部品（CUTTER, CARTRIDGE ACTUATED及びROCKET MOTOR）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
164	F－2 P D G用補給処整備器材の製造に係る契約	イ	6. 9. 19	F－2 P D G用補給処整備器材の製造に必要となるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていこと又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35575 35577
165	エンジンテストスタンド自動データ処理装置（F 3型用）	キ	6. 10. 18	契約履行に必要となるエンジンテストスタンド自動データ処理装置（F 3型用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
166	自走式整備作業台（輸送機用）	キ		契約履行に必要となる自走式整備作業台（輸送機用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること。	

## F-15航空機用部品 (DUCT) : P/N一覧表

掲載番号	掲載日	P/N
18	28.7.22	15FS63001-349
	29.9.1	15FS63001-265
	30.10.5	15FS63001-305
		15FS63001-237
	1.8.23	15FS63001-275
	2.9.7	15FS63001-273
		15FS63001-297
	5.9.26	15FS63001-313

## F-15航空機用部品 (HEAT EXCHANGER) : P/N一覧表

掲載番号	掲載日	P/N
61	30.1.22	189340-4-3
	6.9.3	189480-1-1